少年司法における科学主義と社会学的概念

秋　本　光　陽
土　井　隆　義

This paper focuses on early post-war family court research practices and examines the role that sociological knowledge and concepts have played in overcoming the aforementioned constraints. According to the past studies, the scientific principles of juvenile justice are now at risk of "insufficient investigations." Restrictions had been criticized since the early days of family courts. Hiroo Murata, who played a leading role in a family court in the early postwar period and proposed a social survey policy based on society as a whole, focusing upon the inconsistencies and pluralities of social norms in rural and urban areas. This makes it possible to explain the murder urge of delinquents under the concept of "mobile society" and to describe their attempts to rape as a rational act in accordance with rural practices. These diagnoses are built around the issue of juvenile "awareness of conscience," and can predict their correct ability as well as developmental potential. The discourse of this diagnosis was in line with the philosophy of "Scientifics in juvenile justice". Inside that the judgment of the correct ability of delinquents was taken into account in consideration to the "whole society". Because delinquency and juvenile crime can be treated as psychological and biological phenomena, it is not irrelevant to the question of how to define the range and expansion of the concept of "society".

1．はじめに

戦後1948年に成立し，翌1949年に施行される現行少年法は，事件を審理するための前提として人間関係諸科学の専門的知識にもとづく社会調査および資質鑑別の実施を求めている。その根拠規定である少年法第９条（調査の方針）は「前条の調査は，なるべく，少年，保護者又は関係人の行状，経歴，素質，環境等について，医学，心理学，教育学，社会学その他の専門的智識特に少年鑑別所の鑑別

の結果を活用して，これを行うように努めなければならない」ことを定めている。また少年法第50条（審理の方針）は「少年に対する刑事事件の審理は，第９条の趣旨に従って，これを行わなければならない」ことを定めている。それらの目的は，法律家である裁判官が個別の少年事件にたいするもっともふさわしい処分を選択することができるように，少年が非行・犯罪におよんだ原因や将来の展望についての客観的資料を提供することにあるとされている。

科学主義の理念は，少年の保護事件か刑事事件かを問わず，現行少年司法全体を貫徹する中核的理念のひとつとなっている。ところが1970年代末以降，裁判所制度全体の動向変化にともなって少年司法における科学主義の「危機」が指摘されている（全国司法労働組合 1984：115）。さらに2000年少年法改正以降には少年事件審理の変質も指摘され，このこともまた科学主義の危機に影響を与えているとされている。少年司法における科学主義の理念を正面からあつかった法学者の岡田幸雄の研究[1] では，重大犯罪におよんだ少年の刑事裁判において，家庭裁判所の調査や鑑別からえられた科学的知見が少年の更生不可能性を支持する証拠となり，刑事処分や長期の自由剥奪処分を正当化するための資源として活用されうる可能性が指摘されている。たとえば岡田は，中学生時代に女児を連れ回して強制わいせつ罪に問われた少年が，その後にふたたび男児を誘拐して殺害した事件で起訴された事例を紹介している。この事件の審理でも家庭裁判所の調査や鑑別の結果が証拠として採用されたが，検察官の意見書や裁判所の判決ではそれらが少年の犯罪性向をうかがわせる根拠として利用された。結果として少年には５年以上10年以下の懲役刑が下されたが，じつは出所してからおよそ３年半後にはふたたび女児への強制わいせつ事件で逮捕され，最終的に懲役16年の有罪判決が下されたという（岡田 2012：5-10）。

このように，「少年の健全育成」を実現するために活用されるべき科学的知識が，少年にたいする処罰や制裁を正当化するための根拠として利用される可能性はたしかにあるだろう。岡田によれば，その背景には今日の家庭裁判所が直面する２つの構造的な問題が存在する。第１に，家庭裁判所調査官による社会調査が今日では十分に遂行されなくなっているという「調査不尽」の問題である。前述したように，1970年代末以降には家庭裁判所の少年審判においても司法的機能が重視されはじめ，人間関係諸科学の知見にもとづく綿密な調査や鑑別よりも非行・犯罪事実の程度や軽重にもとづいて事件の形式的かつ迅速な処理が求められるようになっている。第２に，社会調査の「機能不全」の問題が起きている。調査不尽が起きているとはいえ，もちろん社会調査じたいは今日の家庭裁判所でもおこなわれている。しかし調査不尽によって形骸化した社会調査から解明されるのは，少年個人のパーソナリティの問題点やせいぜい調査時点における家庭環境の問題点などに制約されている（岡田 2012）[2]。

家庭裁判所が直面する上記の構造的問題のうちここでとくに着目したいのは，後者の調査の機能不全の問題である。その理由は，岡田が調査の機能不全とよぶ

問題は家庭裁判所の状況変化にともなう調査不尽（社会調査の形骸化）の結果として起きているだけではないと考えられるからである。もちろん家庭裁判所の調査内容が，1970年代末以降の裁判所全体の動向変化や2000年少年法改正以降の事件審理の方針変化から少なからず影響を受けてきたことはたしかだろう。しかしより重要なのは，非行・犯罪の原因が少年個人のパーソナリティの異常性や家庭環境に内在する問題点に制約されていることについては，じつは戦後草創期からすでに家庭裁判所の実務関係者自身によって批判がよせられてきたという点にある。それらの制約が，社会調査のいう「社会」の範囲があらかじめ大幅に狭められているという事態から導かれていると考えれば，戦後の家庭裁判所で目指されていたのはより広い「全体社会」を志向することだったといってよい。

したがって，今日の家庭裁判所が直面する諸問題も，いわばそうした批判が上書きされ無効化さていく過程で生じたものといえるのではないだろうか。もしそうだとすれば，まずは戦後の現行少年法成立期にまでさかのぼり，そもそも社会調査とよばれる活動（ひいてはそのときの「社会」）がいかにあるべきものとして提案され，どのような実践に支えられてきたのかをたどってみることで，少年司法における科学主義の理念やその「危機」について考察を深めることができるはずである。その作業の第一歩として，本論では戦後草創期の家庭裁判所における調査実務に注目し，上述した制約を克服するうえで社会学の知識や概念が担ってきた役割について考察をおこなう。

2．社会調査の基本的視座と社会学

本稿が主に注目するのは家庭裁判所における社会調査と社会学との関係性である。現行少年法第9条が指定する複数の学問分野のなかでもとくに社会学をとりあげる理由を示すため，まずは戦後草創期の家庭裁判所における実務がどのような状況にあったのかを概観しておきたい。1949年から開始される家庭裁判所の実務では，全国430名の家庭裁判所調査官の採用が統一的な基準のもとで実施されたわけではなかった。その構成員のなかには旧法時代の少年保護司をはじめとして，学校教師や会社員，僧侶，元在外高等官などのじつにさまざまな経歴をもつ人びとが含まれていた（原口 1978: 9）。

草創期の家庭裁判所におけるそうした状況のなかで指導的役割をはたし，少年司法の科学性にかんする理論的基盤の構築を目指したのは，家庭局技官の土井正徳と家庭裁判所調査官の経験をもつ人事局事務官の村田宏雄であった。前者の土井はおもに精神分析学の立場に依拠しており，後者の村田はおもに社会学の立場に依拠していた。しかし当時の家庭裁判所調査官にとっては，臨床的色彩が強く抽象的・思弁的なものに映る土井の思考よりも，科学的な調査方法論の確立に重点をおく村田の思考の方が明快かつ科学的なものとして広く受容されていた（井上 1970: 370，原口 1978: 10）。以上の背景をふまえるなら，少年司法における

科学主義の理念について検討するさいにはまず社会学を基盤とした村田が社会調査についていかなる提案をしていたのかを検討することから論をはじめる必要がある[3]。

社会調査にかんする村田の論述内容はきわめて多岐にわたっており，そのすべての論点をとりあげることはできない。ここではおおむね以下の4つの要件にそくして，村田が提案する社会調査の輪郭を描いておくことにしよう。第1に，社会調査とは，少年がおよんだ非行・犯罪行為の程度や軽重を所与の基準とするものではない。村田によれば，法律家である裁判官の処遇判断と人間関係諸科学の知見にもとづく家庭裁判所調査官による勧告は，必然的にずれを生じさせる可能性をもつ。なぜなら，「非行」概念じたいが法的概念である以上，法はそもそも科学の立場を完全に採用することができないため，科学的な調査結果が法の口なる裁判官の審判結果と完全には一致しないことは当然ともいえるからである。その点で，社会調査の結果もまた裁判官への「心証形成において科学的資料を提供する」ことにとどまることになる（村田 1951b: 173-4）。ただし村田が「法と慣行との間隙を知る意味においての行う慣行調査とは，語の学的意味において正に社会調査と呼ばれる可き性質のものであ」り，「これを行うことにより非行少年調査の一環を形成する社会調査として，独自のしかも一番本質的な問題を解明する結果となる」（村田 1951a: 91）と述べるとき，裁判官との齟齬は社会調査の独自性を意味しているともいえる。

第2に，社会調査の対象は，非行・犯罪の原因を少年個人の有するパーソナリティの異常性だけに求めるべきものではない。家庭裁判所において作成される事件資料は，しばしば少年個人のパーソナリティの問題に収斂するようなかたちで作成されている。たとえば，殺人におよんだある少年にかんする資料には「事件」「本件に至る迄の経過」「家族関係」「少年の生活史」「少年の性質」「少年の健康その他」という項目が並んでいるが，大部分は「性行概評によれば陰氣。不活潑で強情であり，内氣で不注意。やゝ孤獨癖」「少年は内氣はにかみ屋で通常は温和しい。むしろ根本的には憂うつ，悲観的である。感受性つよく，他人に侮辱されると激昂し，根に持つことがある。物事を思いつめるとなか／＼さつぱり出來ない。抑うつ性，過感性，強迫性，粘着性等に變調が認められる。尚肉親に對しては極めて同情心がつよいが一般的には冷い方である」など，少年個人のパーソナリティに関連する記述で占められている（牛島ほか 1951: 365-7）。しかし村田は，こうした資料の作成方針にたいして，社会調査の解明内容は本来「ソシアルな面」であるにもかかわらず，実際は少年の「パーソナリティ」の方向に整理された資料となっていることに不満を示し，「本來の社會學の立場から見たらちよつと困る」と批判している（牛島ほか 1951: 370）。また少年による性犯罪にかんしても，村田は「かかる犯罪を敢えて犯した原因を，直ちに当人のパーソナリティの異常性に帰して他を顧みない傾向」に言及し，「この解釈が果して正しいものであるか否かは多大の疑問をはらむのも止むを得ない」（村田 1951a:

72）と批判している。

第3に，社会調査では，少年の生まれ育った家庭環境それじたいを単独にあつかうべきではない。村田は上記の資料作成方針への批判につづけて「戦後の紊亂した社會の中にあつてはどう人間が出て來るかという問題ですけれども，その場合に考えなければならぬことは，本來の社會學からいえば，一つの個人というものゝまわりの集團を考える。その集團は一つの集團ではなくて，累積している集團なんだ」（牛島ほか 1951：371）と述べている。社会学において重要なのは，個人が属している複数の集団の相互関係や重なりあいを考慮に入れることである。したがって少年の家庭をあつかうにしても，それは内部にそなわる問題点を探ることを意味するのではなく，個別の家庭のバックグランド，すなわち「○○郡のどういつたコンミュニティの中のファミリーであつたか」を探索することが求められる（牛島ほか 1951：372）。

これらの要件をふまえて第4に，社会調査とは，その名のとおり全体社会を把握すべきものでなくてはならない。このことは，たとえば『少年問題と科学』所収の村田と社会心理学者日高六郎との共著論文の一節に明確に示されている。そこでかれらはエミール・デュルケムの犯罪論を援用して「現在わが國の非行少年は，いわば『正常な』度をこえて喝加している」と述べたうえで，以下のように主張する。

> もしある社會において，個人の創意と自發性とが重んじられ，社會も全體として進歩發展しつつあるとすれば，そのような社會では必然的にある程度の犯罪が行われる筈であると。社會を前身的に發展させようと努力するものは，時には現存の價値の體系からは異端者となる。異端者が活動できるということは，社會に自由という空間が存在する證據である。この自由という空間は，しかし若干の退行的な異端者――犯罪者を生むこともできる。もし一切の犯罪を抹殺しようとして，社會のすべての成員にきびしい劃一的な社會的訓練をあたえるならば，個人の自發的創意も抹殺されるにちがいない。（…中略…）非行少年をどのように處置すべきかという問題についても，常にこのような廣い社會的背景に對する科學的な見透しが必要である。（日高・村田 1951：188-9）

周知のように，デュルケムの犯罪論は世間一般で共有されている通俗的見解に抗して犯罪を「正常な現象」としてとらえなおすことを試みるものであり，社会学や犯罪学に多大な影響を与えてきた。デュルケムが指摘するように，集合的な次元において犯罪現象をとりあつかうことは，決して個人の有する問題を特定することを意味しない。たとえば疫病の発生源の強度から帰結する全体的な死亡率を明らかにすることは，疫病におかされる個人を名指したり特定したりすることを意味しないからである（Durkheim 1897＝1985：534）逆に，犯罪現象が社会

秩序にとって不可欠な構成要素をなす正常な現象のひとつだとしても，それは犯罪者個々人の「正常性」を主張することを意味するわけでもない（Durkheim 1985＝2018：145-6）。いずれにしても，集合的現象として犯罪をあつかうことは，犯罪者個々人にたいして何かしらの予測を立てることとはおよそ別次元の問題なのである。

ただし冒頭で述べたように，つぎのことにも留意する必要がある。デュルケムの犯罪論に依拠して「廣い社會的背景に對する科學的な見透し」を立てることは，今後どこの誰（個人）が非行や犯罪に手をそめるのかを特定する作業とは決定的に異なるものである。しかし，家庭裁判所調査官のように少年司法実務にたずさわる人びとは，個別の非行・犯罪少年にかんする将来を予測することをめざして活動してもいる。少年が再犯（再非行）にいたる可能性をどれくらい有しているのか，あるいは現行少年法による処分を与えることで矯正可能性ないし成長発達にいたる可能性をどれくらい有しているのかという問題，すなわち要保護性を解明することは，個別の少年についての予測を立てて将来的展望に判定を下す活動にほかならない。このことは，犯罪学理論と犯罪政策（矯正政策・処遇実践）との関係性について述べられた以下のような指摘とも響きあう。

> 矯正処遇の基礎として用いられる犯罪学理論は，刑務所という環境の中ですべての道具立てを整えることができ，より広い社会の機能に何らかの調整や変更を必要としていない理論である。すなわち矯正政策は，もっぱら囚人の側を調整して広域社会に順応させようとする理論に基づいており，広域社会自体の側の何らかの調整を含む理論には基づいていないのである。（Vold & Bernerd [1958] 1985＝1980：414）[4]

ここで述べられている指摘は，非行・少年犯罪についての理論的知見と少年司法における矯正政策・処遇実践との関係性を考察するさいにも示唆を与えてくれる。村田による社会調査の提案を素朴に受け入れるなら，非行・少年犯罪の問題を解消するためにまずもってなされるべきことは，「広域社会」を調整ないし改良することにあるだろう。しかしヴォルドらがいみじくも述べているように，非行・少年犯罪についての科学的調査があくまでも司法制度の枠内でおこなわれるものである以上，その活動は必然的に少年「個人」を調整して既存の社会に順応させる方向で組み立てられることになる。社会調査には「個人から社会」と「社会から個人」という2つのベクトルが含まれているのである[5]。ここで重要なのは，この2つのベクトルがどのような手続きをとおして両立可能になっていたのかという点である。この問いにせまることは，まさしく「少年司法における科学主義」の内実を明らかにすることでもあるだろう。

3．非行・少年犯罪の記述と診断のディスコース

3-1．診断のディスコース

非行・少年犯罪にかんする社会調査は，少年個人のパーソナリティの異常性や家庭環境に内在する問題点だけに限定されるのではなく，その背景にある全体社会をみすえるべきものであること，そのためには非行・犯罪行為の程度や軽重を与件とするのではなく，法と地域コミュニティにそなわる習俗慣行との間隙を探索することで，社会規範の複数性（相対性）についても把握すべきであること，これが村田の提案する社会調査の基本的方針だった。もっとも，これだけでは，社会調査の方針に適う作業として実際にどのような診断がなされており，最終的にどのような処遇意見が導かれていたのかはわからない。そこで本節では，個別の少年事件を対象に診断をおこなっている村田のディスコース（以下，「診断のディスコース」）を素材として，上述した社会調査の方針がどのようなやり方において適用されていたのかを検討していく。

村田が診断の対象としてとりあげているのは，少年による義兄殺人と強姦未遂の2つの事件であり，どちらも重大犯罪類型に該当する行為である。すでに述べたように，社会調査やそれにもとづく診断の結果は，法律家である裁判官への資料として提供されるものである。また社会調査の方針に明確な合意が存在していないという事情をふまえると，それは社会調査のやり方にかんする実演としての意味合いもおびている。その意味で，村田の診断のディスコースは家庭裁判所の裁判官や調査官へと向けられた，少年の重大犯罪行為にかんする「アカウント」として把握することもできる。そこで，まずは行為のアカウントとその実践にかんする古典的研究を確認しておくことが有用だと思われる。メルヴィン・スコットとスタンフォード・ライマンによれば，行為のアカウントには大別して「弁明(excuse)」と「正当化（justification)」の2つのタイプが含まれる。弁明とは，あるふるまいが逸脱行為であることを認めつつもそれがやむなく起きた外在的理由を提供するものであり，正当化とは，自分の意思であるふるまいを実行したことを認めつつもそのふるまいは何ら非難されるべき行為ではないと主張するものである。端的にいえば，前者は「逸脱行為と個人との結びつきを解除する」ことを，後者は「逸脱という行為の記述それじたいを変更する」ことを提案するものである（Scott & Lyman 1968: 47)。

スコットとライマンも述べるように，行為のアカウント実践の成否は，社会成員が人や行為，出来事，状況などに言及したり特徴づけたりするさいに用いる常識的知識の運用によって支えられている。このことは，人間関係諸科学の専門的知識を活用すべきことが求められている家庭裁判所の社会調査においてもかわりはない。そこで，もう1つの先行研究の知見として「成員カテゴリー化装置(membership categorization device)」にかんする議論も確認しておきたい。「成員カテゴリー化装置」とは，カテゴリー集合とカテゴリー適用規則とを含む概念であ

る。「性別」の装置であれば「女性」や「男性」が含まれており，「家族」の装置であれば「父」「母」「娘」「息子」などが含まれている。ある人に適用可能なカテゴリーは無数にあるとしても，通常はそのなかの１つのカテゴリーを適用すれば済むのであり，ほかの人にも同じ集合に属するカテゴリーを適用することができる。さらに個別のカテゴリーが適用されるさいには，それと慣習的に結びつく活動や状態が想定されてもいる。たとえば，人に「ママ」というカテゴリーを適用することは，その人物のもつ権利や義務も同時に想定されているわけである（Sacks 1972a, 1972b）。

以上の洞察は，非行・犯罪現象の分析にたいしても大きな示唆を与えてきた。たとえばマリア・ウォークは，殺人事件における被疑者と警察官との会話データの分析から，社会生活に埋めこまれた「性のポリティクス（sexual politics）」の存在を指摘している。そこでは，事件処理の手続きにおいて被害者に「売春婦（tramp, prostitute）」などの女性を道徳的に分類して評価するためのカテゴリー化（moral types of female）がなされることで，被疑者の動機や責任をめぐる帰属実践も達成されていく様が克明に描き出されている（Wowk 1984）。また1980年代末にカナダの科学技術専門学校で起きた虐殺事件（the Montreal massacre）を題材にしたピーター・エグリンとフランシス・ヘスターの一連の研究も蓄積されている。ヘスターらは，犯人の男性が被害者に向けた「おまえらは女だ。おまえらは技術者になろうとしている。おまえらはみんなフェミニストの一味だ。おれはフェミニストを憎悪しているんだ（You're Women. You're going to be engineers. You're all a bunch of feminist. I hate feminist.）」という言葉に注目し，被害者が男性の職業をうばう急進的な「フェミニストの一味（bunch of feminist）」と同定され，犯行が男性の立場から実行された政治的な行為として示される方法を分析している（Eglin 2002, Eglin & Hester 1999, 2003, Hester & Eglin［1992］2017：104–8）[6]。これらの研究が示唆するように，犯罪の原因や動機にかんするアカウントは，事件の加害者や被害者，あるいは第三者をも含めた多様な記述連関のなかで達成されるのである（Watson［1983］2016：78）。

3–2. 社会的背景の記述(1)――「移動社会」と犯罪少年

１つ目の少年事件例として，1950年に東京都新宿区内で起きた義兄殺人事件をとりあげる。この事件は当時の社会にも相当な衝撃を与えたもので，その概要は以下のようであった[7]。16歳の少年田中政美（仮名）は，東京都新宿区内の某ビル４階に居住する実姉静子と内縁の夫竹田義雄のもとに身をよせて同居していた。竹田があまりにも姉の静子を虐待するために，少年はその仕打ちに憤慨し，姉を幸福にするためには竹田を殺す以外にないとかねてから考えていた。そして５月25日の夜，少年はついに犯行を決意し，翌26日の深夜に前記ビル４階にある火災保険会社事務所内で飲酒中だった竹田の頭部をめがけて背後から野球バットで殴打し，さらに刃渡り４寸ほどの短刀でその胸部や背部，頭部を複数回刺して

同人を死にいたらしめた。少年は家庭裁判所の審理を経たあとに中等少年院へと送致された（少年保護事件研究会 1950，牛島ほか 1951：361-2）。

先に確認した分類をふまえて，少年の行為にはどのタイプのアカウントが適用できるのかを確認しておこう。義兄にうらみをいだき凶器を用いて死にいたらしめたという少年の犯行のうちに，法と習俗慣行との間隙を見出すことはできない。村田自身もこの点にかんして「本件の如き殺人行為は，日本の現段階においてはいかなる基準に照しても正しいとはいい得ない。されば余程の理由なくしては考え得られない行動である」（村田 1950：81）と指摘している。そのため村田の関心も，殺人行為それじたいよりも，「殺人衝動」の由来を説明することにおかれている。アカウントのタイプとして，これは行為の外在的な理由を提供する「弁明」にあてはまる。以下の抜粋1は家庭裁判所主催の少年保護事件研究会が作成した「第4回ケース研究会資料」であり，抜粋2はこの資料を参照しておこなわれた村田の診断内容である。

【抜粋1】

(1) 事件の概要　二，本人及び関係人

実姉　林静子・29歳・長女・新潟県に生れ，幼時上京し，高小，産婆学校を卒業・看護婦見習，女工等をした後昭和14年に渡満し，ダンサーとなる。ハルピンにおいて林久雄と結婚し，同21年10月夫行方不明のまま単身引揚，同23年8月被害者竹田と新宿区内某ビル4階の事務所の一隅に同棲した。（少年保護事件研究会 1950：41）

（…中略…）

被害者・実姉静子の内縁の夫・竹田義雄・47歳・福井県に生る。経歴は不明だが，以前人夫頭をしていたという。窃盗，詐欺事件により懲役8月，1年，10月の3回服役したことがある外，窃盗及び詐欺により起訴猶予処分2回。数回結婚し，その度に女に逃げられたらしい。23年8月静子と同棲，水洗便所清潔夫をしていた。その性格につき，静子，実兄，住居たる営業所の職員等の話を綜合すると，平素はおとなしく，人に対しては平身低頭して御無理御尤と聞いているので，初対面の印象は悪くないが，家庭内においては圧制的であり，猜疑心強く，けちんぼである。又神經が細かく些細なことでも人を怒鳴りつける。住居の立退きを数年前から受けていたが応ぜず，立退金を20万よこせと強要していた。田舎者を軽視する風があつた。夫婦げんかが絶えず，毎晩飲酒し，酒癖が極めて悪い。即ち飲酒すると性格が一変し兇暴になり，静子に対し刃物を振り廻すこともあつた。営業所の者も甚だ迷惑していた。（少年保護事件研究会 1950：42）

【抜粋２】

㈣　本件非行の分析

だがここに１つ附け加うべき問題は，例え一挙に直接の解決をはかるにしても何も一切の社会的規範の体系を超えずともよかつたではないかという点である。然るに姉靜子と竹田の同棲していた所は，資料に依れば新宿通りに面した４階建ビルヂングの４階事務室の一隅４坪程の区画内とある。資料は更に詳しくは物語らぬが，竹田の職業その他から推して，居住地域はいわゆる移動社会と称す可きものであつたろう。もともと人間はその移住して歩く社会が移動的であればある程，その人間自身の社会的地位における「匿名性」は一層大となり，また個人のうけている社会的体制の強度は減少する。「匿名性」社会的体制の強度の減少等は夫自身が，社会的規範軽視の行動に出る原因である。勿論，少年は前に見た如き生育経歴から考え，少年に拘束を加えている社会的規範は余程弱いものであつたかも知れぬが，それなりにあつたであろう。それがかかる移動社会に住むに至つて，人は元来異る種類に属する規範体系の集団と絶えず近隣的接触を保つ際には，結果として自己の規範体系の無条件的妥当性に対する確信が搖ぐのが常であるから，ここに従来の社会規範体系に対する社会的動搖が生じ，この間隙を潜つて殺人という衝動的行動が行われたものと考えられるのである。（村田 1950：81-2）

抜粋２で村田が使用している「移動社会」の概念は，従来，犯罪（社会）学研究において地方農村の逸脱現象の分析に使用されてきた「移動性（mobility）」という学術的概念をさすものとみてよい。移動性とは，地方農村に存在している緊密な人間関係の紐帯とは異なり，都市において標準化されている匿名的な人間関係をさすものとして用いられてきたものである（Clinard 1944：45）[8]。問題は，こうした学術的概念をアカウントのなかに有意味なかたちで配置可能にさせている常識的知識のはたらきにある。かりに殺人衝動を説明するにしても，少年の年齢（16歳）や性別（男性），犯行態様（飲酒中の被害者の頭部を野球バットで殴打し，短刀で複数回刺したこと）等々，その手がかりはほかにも複数ありうる。また抜粋１のなかで記載されているように，被害者の過去の生活歴や性格的傾向なども，少年の殺人衝動を説明するさいの手がかりとなる可能性は十分にある。しかし抜粋２では，それらとは別様の記述がおこなわれている。

ここで２つの特徴に注目することができる。１つ目は，犯行がなされた「新宿通りに面した四階建ビルヂング」という地名に言及がなされていることである。犯行場所の具体的な地名を指示することには大きな意味があるだろう。なぜなら，同じく場所を指示するにしても「深夜のビルジング内の事務所」に着目するのであれば，たとえば「人目のない」という状況の特徴に言及することも可能だから

である。そして，そうした特徴づけはとりもなおさず少年による犯行の計画性や行為態様の悪質性をうきぼりにする可能性をもつ。それにたいして，ここでは資料に記載された具体的な地名「新宿通り」に言及し，さらにそれを（数ある記載内容のなかでもとくに）被害者の職業「水洗便所清潔夫」へと結ぶことで，この地域がもつ「匿名性の高さ」という特性との関連性（レリヴァンス）が示されている。それは，被害者と実姉あるいは少年との軋轢が存在していたとしても，もし生活拠点がこの地域でなければ殺人衝動にはいたらなかっただろうという推論を可能にする。逆にいえば，具体的な地名に言及することは，そこで生活している不特定多数のさまざまな事情をもつ人びとをまとめあげて共通のアイデンティティを与えることにもなる。

したがって関連するもう1つの特徴は，「人間」および「人」というカテゴリーが用いられていることである。「人間（human）」や「人（man）」などの包括的なカテゴリーも，どのような場合においても適用されるものではなく，個別の状況に呼応しつつさまざまな活動を組織するための資源として利用されるものである。たとえば，自分自身の生理的状況に言及しながら「それは人の正常な思考（one's normal frame of mind）の足しにはならない」などの発話をおこない，自分の行為をこれらのカテゴリーへと包摂することは，罪に問われている被疑者がみずからの責任の軽減事由を示そうとするさいには重要性をおびることになる（Stokoe 2012）。上の抜粋でも同じように「もともと人間はその移住して歩く社会が移動的であればある程」「人は元来異る種類に属する規範体系の集団と絶えず近隣的接触を保つ際には……が常である」という記述が配置されることで，「社会規範体系に対する動揺」にさらされているのは少年だけではなく匿名性の高い都市の移動社会で生活する人びと，すなわち「都会人（都市生活者）」全般が直面しうる問題であることが示されている。

3-2. 社会的背景の記述(2)――「疎開者」としての犯罪被害者

つづいて，逸脱行為の意味それじたいの変更（再記述）にかかわる「正当化」のアカウントが用いられている少年事件例として，強姦未遂事件について検討しよう。事件の概要はつぎのようなものである。小都市から私鉄で20分ばかり入った地域にある一農村において，A少年は，同村他部落にくらす20歳の女性が勤務先の小都市から帰宅するところを待ち伏せして強姦しようと試みた。しかし被害者に騒がれて未遂に終わり，その後に被害者側からの告訴によって事件となった（村田 1951a：77，日高・村田 1951：168）。

【抜粋3】

> 同村では戦後農地改革に依り自作農の創設をみたものの，本家分家結合従前通り強く，村はいくつかの同族団によつて構成されているといつてよかつ

た。尤も少年の家が属する同族の勢力は余りふるわない方であり，尚悪いことには彼の家がその同族中でも最下位の地位にある分家で，しかも少年の父は戦歿し母の手で一家は支えられ，村から生活扶助費の支給を受けてやつと生活している有様であつた。いわば村における社会的位層において，少年の家は最下位群に属するとみてよい。これに対し，被害者の家は同族といつても名ばかりの2，3戸からなるものの，しかもそのうちでも分家で生活扶助を受けている貧農の親戚で，戦時中東京からこの貧農を頼つて疎開して来た母と少女2人暮しの家族であつた。こんな訳で被害者の村における社会的位層の低いことは問題外で，無論加害者たる少年の家の位層も低いとはいうものの，それより遙かに低く，いわば村での目は彼女一家を非人の如く眺めていた。(村田 1951a：77-8)

まず抜粋3では，少年および被害者が生活する村内の「地位（位層）」について述べられている。少年は勢力の弱い同族のなかでも最下位群の分家の子どもであったが，被害者は戦時中に都市から越してきた疎開者であるため村内では少年よりもさらに下位に置かれていたことが説明されている。ここでは「村人」である少年と「疎開者」である被害者とのあいだに区別が設けられていると同時に，村内の地位（位層）にもとづいて両者の序列関係も示されている。こうした少年と被害者それぞれに適用されるカテゴリーやそれと結びつくさまざまな特徴，または両者の序列関係を前提しながら，事件の輪郭が描き出されていくことになる。

【抜粋4】

本村では青年男女の野合はあたり前の慣行であつた。しかしかかる性慣行は何も本村にのみ限られた，或いは戦後社会の道義の頽廃を示す指標とみなす可きものでもない。古くから我が国の農村にあつては性に関してはかかる習俗のある所が多く存した。といつて村を構成する凡ての人にかかることが許されていたのではない。村では大凡男女14，5歳に達すると若衆と呼ばれ若者仲間に入る慣行の所が多いが，何れもこれは大人となる即ち労働力の面で一人前となつたことを社会が承認することであり，いわば昔武士階級の元服にもなぞらう可きものである。(村田 1951a：78)

(…中略…)

若者達は同村の娘に対しては，特に家格の高い家の娘を除く外は，すべてに求婚する当然の権利が認められていた。……本ケースの少年はこの慣行に従い，しかも自分の家の格の低いことも計算に入れて，文句の出ない様な相手，即ち被害者を性交の対象として特に選んだ訳である。その時の行動は成

程強姦の如きパターンをとつたかも知れぬが，村の性慣行から考えれば何も不思議なことではない。(村田 1951a: 79)

抜粋4では，少年と被害者が生活していた村内において，青年男女による野合が当然のようにおこなわれていたこと，またそうした野合はほかの農村地域にも存在していたことが指摘されている。さらには「古くから我が国の農村にあつては」とつづけられることによって，議論の時空間が拡張されている。ここで村田が言及している「若衆」「若者仲間」というカテゴリーは，有賀喜左衛門の著作にもとづいて援用されたものである（有賀 1948: 48)。有賀の知見を援用しながら，古くから日本の農村地域にみられる青年男女による野合の常態性が示されるとともに，その習俗慣行は青少年が成人へと向かう準備過程において必要なものであったことも論じられる。本事件が起きた農村の環境が，日本文化にてらしても普遍性をもつということが示されているのである[(9)(10)]。

さらに，こうした習俗慣行において，若い男性には「家格の高い家の娘」を除いて村内のすべての女性に求婚することが当然の権利として認められていたと述べられている。そのため少年もまた，村内に求婚相手を探し求める権利が与えられていたことになる。ところが前述したように，少年は村内では最下位群に置かれていた。だからこそ彼は自分の家格が低いことを考慮に入れて，村内では自分よりもさらに下位にあり「文句の出ないような相手」である被害者を選択したといわれるのである。こうした理解可能性は，性別カテゴリーと村内の地位(位層)カテゴリーとの「重ね合わせ（category-mapping)」(Watson 1978: 108）によって生み出されているといえる[(11)]。すなわち，被害者にたいして村内における「最下位の女性」のカテゴリーを適用することで，少年がほかでもなくこの被害者を選択した動機を記述することが可能となっている。そして少年の行為に必然性や合理性を与えることで，そこから逸脱性を剥奪することもできるのである。しかし，だとすれば問題は被害者がなぜ少年を告訴したのかに求められることになる。

【抜粋5】

では何故それが犯罪と迄なつたか。その理由は被害者家族が大都会の人間であるという意識を持つていたことにつきる。即ち被害者家族の都会人としての誇りは，農村にすむ者に対する蔑視となり，この傾向は被害者家族の村内における社会的地位が卑しめられればられる程補償的に高まり，その為村のなかでも低い位層の家の少年からかかる行動に出られたことは，村人の被害者家族に対する蔑視を如実に示されたこととなり，堪えがたい侮辱として受けとられたのである。この侮辱を受けたという感情と，都会人である意識とが彼女をして告訴の挙に出でしめたのである。いわば彼女等一家が村の性

慣行を熟知していることが，この場合ひがみを増し，それだけ告訴を早めたものといえよう。(村田 1951a: 79-80)

実際，抜粋5では「では何故それが犯罪と迄なつたか」と，少年の行動が犯罪行為として同定され，被害者の告訴によって事件化するにいたった理由についての問いが立てられている。これまでの記述（抜粋3から抜粋5）との関係性からいえば，これは「それにもかかわらず」という逆説をともなう問いとして受けとることができる。その答えを，村田は「被害者家族が大都会の人間であるという意識を持つていたこと」に求めている。被害者とその家族には「疎開者」のカテゴリーが適用されていたが，「疎開者」とは現在は「村人」として生活を送っている「都会人」である。そのため一方で，被害者とその家族は村内の習俗慣行にかんする知識をもち，村内の地位（位層）にもとづいて少年が被害者を性交対象として選択した動機も知っている。しかし他方で，彼女らはもともと「都会人」だという誇りをもっているがゆえに「ひがみ」を増して告訴したというわけである。この「ひがみ」という心的状態の理解可能性もまた，彼女らに与えられた「疎開者」としてのアイデンティティへと結ばれることで導かれている。こうして，強姦未遂という重大犯罪が事件化した理由は少年の異常性にではなく，村内の習俗慣行にかんする知識と都会人としての誇りとを同時にあわせもつ被害者およびその家族の行動に求められているのである[12]。

3-4. 個人の将来的展望の予測

非行・少年犯罪がまぎれもなく社会的な現象であり，その根本的な発生条件も社会的背景のうちに存在するものと考えるなら，それを解消するための手段もまた個人ではなく全体社会の調整ないし改良に求められることになる。しかし他方で，社会調査の知見は，科学的知識にもとづくといっても最終的に法律家である裁判官が下す規範的判断へと接続されることにおいて意味をもつ。したがって前節において検討した重大犯罪にかんする説明もまた，「社会から個人」のベクトルへと配列されることによってはじめて診断としての意味をもつ。これは，村田が「凡そ矯正教育と名ずくる限り，非行少年自身の側に非行の自覚が生じない以上，決して完全な矯正教育はなし得ぬ」(村田 1951a: 91) と述べていることとも重なる。以下の抜粋6と抜粋7は，それぞれ義兄殺人事件と強姦未遂事件にたいして与えられた記述である。

【抜粋6】

もし然りとすれば本件少年の治療には社会規範の嚴格性を十分認識させることが必要である。……少年再度の非行防止の為には性格壁を強固にするこ

とが何よりであろう。何故なら現実の社会は例えどんなによい社会でも，その構成員には大小の差はあれ葛藤の場として感ぜられているのである。故に少しの刺戟に対しても直ちに内的領域が一様化し，非統制的行動に出る様ではその将来を悲観的な目で見ざるを得ない。(村田 1950: 82)

【抜粋 7】

もちろん，A 少年の場合のように，その非行が特定の社會集團にたいする適應的な行動，あるいはすくなくともその集團の最低の抵抗線をねろう行動であるようなときには，その少年を單純に反社會的な人間であると斷定するのはまちがつている。むしろその少年は，より廣い社會的な場に適應する能力をもつものとして，善導することが可能であろう。(…中略…) もし少年が，非行とは相對的な概念にすぎず，せいぜい成人の作つた任意な價値の體系に違反したことが發見されたときに與えられるレッテルにすぎないと考えるならば，彼はできるだけ非行を見つからないように工夫し，萬一見つかつたときには適當な辯解の方法を，とらえられたときにはできるだけ早く釋放されるような技術を工夫するようになろう。こうして彼は，非行と正常な行動を區別するのは，ただ他人の眼，他人の評價だけだと考えるようになる。つきつめれば，これは非行少年の良心の自覺の問題である。(日高・村田 1951: 175-6)

抜粋 6 では，義兄殺人におよんだ少年にたいして「社会規範の厳格性を十分認識させること」が必要だと述べられている。そして，その理由として「現実の社会は例えどんなによい社会でも，その構成員には大小の差はあれ葛藤の場として感ぜられている」ことが指摘されている。注目したいのは，前述した「人間」や「人」のカテゴリーと互換的に，ここでは社会の「構成員」が用いられていることである。これは，「人間」や「人」という包括的なカテゴリーの適用が少年個人の有する異常性を解除するようにはたらいていたことと表裏の関係にある。すなわち，社会規範の動揺にさられているのは少年だけではないという理解可能性は，どのような社会の「構成員」もふつうは非統制的な行動に出てはいない事実との対照性を示すことにもなる。だからこそ，矯正可能性あるいは成長発達にいたる可能性があるかどうかは，もはや少年個人の「認識」に託されることになるのである。

また抜粋 7 では，強姦未遂におよんだ少年をたんに「反社会的な人間」として把握するのではなく，「より廣い社會的な場に適應する能力をもつもの」として把握すべきことが述べられている。しかし，少年が「村人」として村内の性的な

習俗慣行にしたがった行為を遂行していたという理解可能性は，同時にこれまでしたがっていた習俗慣行と今後にしたがうべきとされる法とのあいだで，社会規範の複数性（相対性）の認識を与えることにもなる。ここで用いられている「レッテル」の概念は，少年が自身の非行を隠蔽したり，発覚したさいにうまく弁解したりするための技術を提供するかもしれない危険性に結ばれている。だからこそ，ここでもまた，社会規範の複数性（相対性）の認識に到達したうえでなお矯正可能性ないし成長発達にいたる可能性があるかどうかは，もはや少年個人の「良心」に託されるという判断が下されているのである。

4．おわりに

最後に，本論の議論を整理したうえで，今後さらに検討を要する問題について提示しておきたい。本論では，少年司法における科学主義の理念を支えている家庭裁判所の調査実務に注目し，非行・少年犯罪にかんする認識上の制約を克服するうえで，社会学の知識や概念がどのような役割を担っていたのかを検討してきた。先行研究では，少年司法における科学主義の理念が現在危機に瀕しており，その背景には「調査不尽」や「調査の機能不全」の問題が存在するといわれているが，じつは社会調査をめぐる制約については家庭裁判所が発足してまもない時期から批判されてきたものでもあった。

戦後草創期の家庭裁判所において指導的役割をはたし，全体社会（廣い社会的背景）をふまえた社会調査の方針を提案していた村田は，農村と都市における社会規範の齟齬や複数性に注目していた。それによって，少年の殺人衝動を「移動社会」の概念のもとで説明したり，強姦未遂におよんだ少年の行為を農村の習俗慣行にしたがう合理的行為として記述したりすることが可能となっていたのだった。そして，これらの診断は少年個人の「認識」や「良心の自覚」の問題に向けて組み立てられることで，少年の矯正可能性や成長発達可能性にかんする予測を可能にしてもいた。その意味において，村田の診断のディスコースは「全体社会」を考慮に入れることによって少年「個人」を調整ないし改良するという，「少年司法における科学主義」の理念にかなったものになっていたといえる。

非行・少年犯罪の原因は，少年個人のパーソナリティの異常性や少年が生まれ育った家庭環境に内在する問題点ばかりに帰属されやすい。その一方で，非行・少年犯罪の社会的背景は無視されてしまいやすい。こうした傾向が，少年司法における科学主義の理念，とくに家庭裁判所の社会調査が直面している危機とも深く関係しているとすれば，その場合の「社会」の範囲や外延がどのようなものとして設定されてきたのかにも目を向ける必要がある。非行・少年犯罪は，心理学的あるいは生物学的な現象としてあつかうことも可能であり，社会現象として把握する視座はそのなかの１つの選択肢にすぎない。このことをふまえるなら，家庭裁判所における社会調査が直面している問題もまた，「社会」という概念の範

囲や外延をどうとらえるのかという問題と無関係ではありえない。

もちろん本論は，かつての社会学を基盤とする社会調査の方針こそが理想的なものであると主張しているのではない。そこには慎重に検討されるべき問題も含まれている。たとえば村田の診断のディスコースが作り出される手続きのなかには，加害少年だけではなく被害者にたいするカテゴリー化の作業も含まれていた。強姦未遂事件のように法にしたがえばまぎれもなく犯罪とされる行為を，少年の生活地域で共有されている習俗慣習と結びついた「合理的行為」として記述しなおすことは，責任の配分をめぐる道徳的な問題として，ときに犯罪被害を受けた人びとの側に責めを負わせたり非難を生み出したりすることにもなりうる。その意味で，科学的な知識や概念にもとづく調査もまた，人にたいする道徳的な評価や価値判断と深く関係しあっていることを銘記しておかねばならない。

［付記］

本論文は，科学研究費（基盤研究Ｃ）の助成を受けて行なっている研究の途中成果の一部である。

課題番号：19Ｋ02097

課題名：現行少年司法制度における人間科学的知識の使用法をめぐる歴史社会学的研究

採用年度：2019年度～2023年度

［注］

(1) 少年司法における科学主義の理念を正面からその対象にすえる研究は，法学者の岡田行雄による『少年司法における科学主義』が2012年に出版されるまでほぼ着手されてこなかった。むろん従来からも，法学者あるいは家庭裁判所の実務関係者による科学主義理念の解説はおこなわれてきたが，それらはおもに少年法に規定された理念の解説ないし紹介を主軸としており，人間関係諸科学の活用をめぐって家庭裁判所で生じている具体的な問題を正面からあつかうものではなかった。

(2) 家庭裁判所において，非行・犯罪の原因が少年の家庭環境に帰属される傾向にあることがただちに問題となるわけではない。1950年の『法曹』には当時の最高裁判所長官田中耕太郎による「少年調査官諸君へ」と題した論考が掲載されている。この論考は題目が示すとおり家庭裁判所調査官（少年調査官）に宛てられたものであるが，そのなかで田中は，少年事件と家庭との関係性について以下のように述べている。「少年事件について考えて見るならば，家庭が社会国家の細胞であり，たとえば夫と妻の関係の如きこの家庭の中心をなすものについて，もしそれが正しくなく，また健全でない場合におきましては，国家社会の基礎が緩んでまいり，その将来はまことに憂慮すべき状態になつてまいると思うのであります。その二人の関係は，これは現在の社会に関係しておる

のであります。この現在の社会を健全にするためには正しい婚姻関係を中心とする，健全なる家庭が保障されなければならんのであります。少年の問題は，これは将来の国家社会を背負つて立つところの要素を育て上げてまいるわけなのであります。」(田中 1950: 1)。

(3) 「社会調査」の用語はそもそも，現行少年法施行からしばらくのあいだ，当時アメリカで流行していたソシアル・ケース・ワーク分野における social study の訳語として便宜的に流用されてきたものであるともいわれる（郷古 1982: 155)。郷古英男は，この「社会調査」という訳語の便宜的流用が，社会学の専門用語としての社会調査（social research ないし social survey）とのあいだにかえって無用な混乱をひきおこすことになったと指摘している（郷古 1982: 155-6)。村田が試みていたのは，アメリカの社会福祉分野で使用されている概念の便宜的流用の段階から抜け出して，日本の家庭裁判所を社会学にもとづく「ほんらいの社会調査」へと導く作業だったと考えることもできる。

(4) ヴォルドらによれば，犯罪学理論と犯罪政策との関係性は，理論と経験的研究との関係性になぞらえることもできる。社会的事象にかんする経験的研究が，複雑な理論的主張を正確な測定が可能な単純化された諸概念に整理しなければならないのと同様に，犯罪政策もまたその理論的主張を行政上遂行可能な単純化された計画にそくして整理しなければならないからである。他方，犯罪学理論じたいにはそのような制約はない。だからこそヴォルドらは，犯罪学理論は実際に遂行可能な政策的提言にはほとんど影響をおよぼしていないのではないかと述べる（Vold & Bernerd ［1958］1985＝1980: 417)。

(5) この問題は，村田らが非行・少年犯罪研究には「一般化」と「特殊化」の2つの方向性があると述べることにも関係しうる。一般化の方向性とは，全体社会のなかでどのようなタイプの犯罪がどのような階層に，どのような理由あるいは頻度において起きるのかを問題とするものである。特殊化の方向性とは，非行少年のパーソナリティを形成した文化的・社会的環境や，少年に与えるべき処置，将来の行動の予測などを問題とするものである。村田らはこうした2つの方向性をふまえて「社會學は，社會學的な接近方法によつて，一般的な問題と同時に特殊的な問題をとりあつかうことができるし，またとりあつかわなければならない」と主張している（日高・村田 1951: 165-7)。

(6) この事件は，1989年12月6日に犯人のマーク・レピーヌ(Mark Lepine）がモントリオール科学技術専門学校に侵入し，男子学生を教室から出て行かせたうえで残された工学専攻の女子学生13名をその場で射殺したというものである。レピーヌ自身も，犯行前にすでに自分の行為がどのように報じられるかを予期して，自殺遺書のなかでつぎのように述べている。「マスメディアが私にたいして『狂気の殺人者（the mad killer)』などという形容を与えるとしても，私は自分を『理性的な教養人（a rational erudite)』と思っている」(Eglin & Hester 1999: 256)。彼にとっては，この事件を見聞きする不特定多数の人

びとに自分の犯行が「何者」による「どのような行為」なのかを示すことが，きわめて重大な課題だったわけである。

(7) 本事件をめぐる新聞報道には，朝日新聞の「義兄を刺殺 —— 姉いじめ憎み」(朝日新聞［朝刊］1950.5.27，2項)，「義兄殺し姉弟送検」(朝日新聞［朝刊］1950.5.28，3項）の2件と，読売新聞の「バットと短刀揮い義兄を惨殺す —— 姉虐待を怒った高工生」(読売新聞［夕刊］1950.5.27，2項）の1件がある。朝日新聞の報道ではあくまでも事件をめぐる事実関係の記述に限定されているが，読売新聞の報道では事件の背景について比較的詳細な説明がなされている。さらに読売新聞では，被害者の義兄や実姉だけではなく少年の実名および顔写真までもが掲載されている。本事件の社会的影響力といっても，新聞等の各種マスメディアにおける報道の仕方の差異には十分留意する必要がある。

(8) マーシャル・クライナードは，地方農村の非行少年や若年犯罪者の心性にも次第に都市の影響がおよびつつあるとして，つぎのように述べる。「それらの行為は犯罪であるとはいえ，それは加害者自身がそのように判定を下しているからではなく，むしろ法的反作用に照らしてそうなのである。農村の加害者も都市部におけるパーソナリティを発達させてきているとはいえ，犯罪的な社会類型には該当しないのである」(Clinard 1944: 45)。

(9) 都市と農村での犯罪現象の質的差異については，日本の犯罪社会学研究においても重要なトピックとして扱われてきた。岩井弘融は，日本の農村の犯罪実態がいまだ詳細に解明されていないとして，研究上のいくつかの論点を提示している。第1に，犯罪の質にかんして村での生活慣習と密接に関連するもの存在することである。これには性犯罪と野合・夜這慣行との交錯などが含まれる。第2に，強盗や殺人に関しては2つのタイプが存在していることである。1つは孤立した環境の生活者に対する流れ者（流入者）の犯行，もう1つは村内の限定的で濃密な人間関係に由来する犯行であるという。第3に，青少年についての階層性の問題が存在することである。これは農村での犯罪が下層民や新来者，はみ出し者の子女に多いのか，上層民の子にも多いのかという問題である。第4に，旧来の農村で支配的であった家父長制や家制度が変化するなかで人びとの行動や人間関係にどのような影響をおよぼし，犯罪が生成されるのかという問題である。第5は，農村の都市化にともない農家の賃労働者化が進んだり，農家／非農家の混在状況が生じたりするなかで，犯罪の発生条件や行為態様，集団化のあり方にどのような影響をおよぼしているのかということである（岩井 1964: 155-6)。

(10) 同様の見解は，そのほかの家庭裁判所調査官の発言にも見られる。たとえば16歳の少年による強姦事件例の検討では，まず司会の東京家庭裁判所判事から，最近一般に少年の性犯罪がとくに東京あたりで急増しているため，これらの性犯罪を研究する仕方とテーマを出してほしいという提言がなされている。これにたいして東京家庭裁判所調査官の菊池和典は「この性犯罪というものを一方

的にとらえることはできない」「性犯罪の起る社会的な背景ということを，少し考えなければならないのではないか」として，以下のように続けている。

東京都内でこういうことが行われれば，強姦といつてだいぶ耳目を衝動させるわけですけれども，この少年が育つたところはC県と書いてありますが，おそらく千葉県じやないかと思うのです。千葉県だとすれば，こういう性行為がある場所に行けば黙認されるような場合だつて出てくるのではないかと思うわけです。早い話が，夜這い行為というものが黙認されているところもありますし，それがだんだん文化的尺度が高まつてくれば，それもいわゆる強姦事件という犯罪になるわけです。そういう場合に，こういう少年が生い立つた生育地と申しますか，そういうところの環境を考えてみて，こういうふうな性行為が，その地区では特殊な性的な慣習だつたのかどうか，こういうことを考える必要があるのではないかと思うのであります。(家庭事件研究会 1961：40)

(11) たとえば，会話のなかで「黒人（black)」「白人（white)」という人種カテゴリーと「定住民（established resident)」「新来者（newcomer)」というカテゴリーの重ね合わせがおこなわれるとき，発話者は，先住者である白人には新来者である黒人よりもほんらいは優先的な権利が保障されるべきであるにもかかわらず実際はそうなっていない現状を提示しつつ，白人（である自分）が不当な立場におかれてきたということをうったえようとしている（Watson 1978：108)。

(12) 少年審判例には，戦後における人権および個人的尊厳を擁護すべきであるという立場から，女性にたいする性犯罪におよんだ少年に厳格な処分が選択されている事例も見受けられる。たとえば被害者への輪姦をくりかえした複数少年に対する審判例では「本件各少年およびその保護者等に対して尚一層深甚なる反省を切望せざるを得ない」として各少年の刑事処分相当性が認められ，検察官送致（逆送）が下された。事件を担当した前橋家庭裁判所裁判官は，処分の理由について以下のように述べている（『家庭裁判月報』12(10)：187)。

人権擁護ひいては個人の尊厳擁護と女性の地位の向上とは日本国憲法の明文を俟つまでもなく一国文化を計測するためのバロメーターである。本件各被害者は文化の恵沢に浴すること薄き山間僻地に生育し自己の正当な権利や真実の意思の表白乃至その擁護をなすべき「すべ」を知らない人々であり，その周囲の保護責任ある人達も亦これと大差無しというに至つては如何にすればその保護を要請し正しい法秩序の下に生活し得るのであろうか。これらの被害者等こそは真の弱者であり，本件は文字通り「弱肉強食」の観を呈して余りあるものと云い得るのではあるまいか。(昭35.8.16，前橋家裁，決定，事件番号不詳)

［文献］

有賀喜左衛門，1948，『日本婚姻史論』日光書院.
Clinard, Marshall B., 1944, "Rural Criminal Offenders," *American Journal of Sociology*, 50(1)：38–45.
Durkheim, Emile, 1895, *Les Règles de la Mèthode Sociologique*, Paris: F. Alcan.（＝2018，菊谷和宏訳『社会学的方法の規準』講談社.）
————, 1897, Le suicide: etude de sociologie, Paris: PUF.（＝1985，宮島喬訳『自殺論』中公文庫.）
Eglin, Peter, 2002, "Members' Gendering Work: 'Women', 'Feminists' and Membership Categorization Analysis," *Discourse & Society*, 13(6)：819–25.
Eglin, Peter, & Stephen Hester, 1999, ' "You're All a Bunch of Feminists": Categorization and the Politics of Terror in the Montreal Massacre,' *Human Studies*, 22：253–72.
————, 2003, *The Montreal Massacre: A Story of Membership Categorization Analysis*, Waterloo, Ontario: Wilfrid Laurier University Press.
郷古英男，1982，「調査と鑑別」平野龍一編『講座「少年保護」第2巻』大成出版社，155–77.
Hester Stephen & Peter Eglin, [1992] 2017, *A Sociology of Crime 2 nd ed.*, New York: Routledge.
原口幹雄，1978，「社会調査と資質鑑別 —— 少年係裁判官を志すAさんへの手紙」『家庭裁判月報』30(8)：1–33.
日高六郎・村田宏雄，1951，「少年問題の社会学的考察」牛島義友ほか『少年問題と科学』有斐閣，161–89.
井上公大，1970，「非行臨床の方法論的考察 —— 調査官調査における科学性は如何にして担保されるか」『家庭裁判所の諸問題（下巻）』最高裁判所事務総局，367–88.
岩井弘融，1964，『犯罪社会学』弘文堂.
家庭事件研究会，1961，「ケース研究（少年ケース）16才で強姦した少年／理由なき殺人」『ケース研究』68，35–63.
村田宏雄，1950，「本件少年非行の社会学的分析 —— 第4回ケース研究資料に依る」『家庭裁判月報』2(12)：62–83.
————，1951a，「強姦保護事件調査よりみた刑事社会学的一要請」『家庭裁判月報』2(9)：72–91.
————，1951b，「審判と科学的態度の限界 —— 保護少年調査法の一環として」『家庭裁判月報』3(4)：158–75.
————，1951c，「非行少年調査技術に関する一考察 —— 非行少年調査法の一環として」『家庭裁判月報』3(5)：102–30.
岡田行雄，2012，『少年司法における科学主義』日本評論社.

Sacks, Harvey, 1972a, 'An Investigation of the Usability of Conversational Data for Doing Sociology,' Sudnow David, ed., *Studies in Social Interaction*, New York: Free Press, 31-74. (=1989, 北澤裕・西阪仰訳「会話データの利用法 —— 会話分析事始め」G. サーサス・H. ガーフィンケル・H. サックス・E. シェグロフ『日常性の解剖学 —— 知と会話』マルジュ社, 93-173.)

————, 1972b, 'On the Analyzability of Stories by Children,' Gumperz J. J., and D. Hymes (eds.), *Directions in Sociolinguistics: The Ethnography of Communication*, New York: Holt, Reinhart and Winston, 329-45.

Scott, Melvin B., & Stanford M. Lyman, 1968, 'Accounts,' *American Sociological Review*, 33(1): 46-62.

Stokoe, Elizabeth, 2012, 'Moving forward with Membership Categorization Analysis,' *Discourse Studies*, 14(3): 277-303.

少年保護事件研究会, 1950,「第4回ケース研究資料」『家庭裁判月報』2(12): 39-61.

田中耕太郎, 1950,「少年調査官諸君へ」『法曹』25: 1.

牛島義友ほか, 1951,『少年問題と科学』有斐閣.

Vold, George B., & Thomas J. Bernard, [1958] 1985, *Theoretical Criminology*, 3rd ed., New York: Oxford University Press. (=1990, 平野龍一・岩井弘融訳『犯罪学 —— 理論的考察 (第3版)』東京大学出版会.)

Watson, D. R., 1978, 'Categorization, Authorization and Blame: Negotiation in Conversation,' Sociology, 12(1): 105-13.

————, [1983] 2016, 'The Presentation of Victim and Motive in Discourse: The Case of Police Interrogations and Interviews,' Travers, Max and John Manzo (eds.), *Law in Action: Ethnomethodological and Conversation Analytic Approaches to Law*, New York: Routledge, 77-97.

Wowk, Maria T., 1984, 'Blame Allocation, SEX and Gender in a Murder Interaction,' *Women' s Studies international Forum*, 7(1): 75-82.

全国司法労働組合, 1984,『家裁少年審判部』大月書店.